省　令

○外務省令第十二号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、外務省聴聞規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

外務省聴聞規則の一部を改正する省令

外務省聴聞規則（平成七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十条　法第二十四条第一項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。 一～八　［略］ ２　［略］ ３　法第二十四条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～三　［略］	**第十条**　法第二十四条第一項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 一～八　［同上］ ２　［同上］ ３　法第二十四条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 一～三　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第三十号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第十二条第一項（第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

環境大臣　小泉進次郎

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「㎥」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規　則

○会計検査院規則第七号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第十八条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

会計検査院長　森田　祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「（第八十八条に規定する届出書を除く。）」を削る。

第一条の六の見出し中「付記等」を「付記」に改め、同条第二項を削る。

第二条第一項中「第四条第一項を除き、」を削る。

第四条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十六条の二第一項中「情報通信技術活用法」を「証明責任者又は監督官庁等（計算証明書類に記載すべき事項に係る情報（以下「計算証明情報」という。）を会計検査院に送信する際に経由する監督官庁等をいう。以下同じ。）が計算証明情報を会計検査院に送信するときに使用する情報通信技術活用法」に改め、「証明責任者」の下に「又は監督官庁等」を加え、同条第二項中「証明責任者」の下に「又は監督官庁等」を加え、同条に次の二項を加える。

３　証明責任者が計算証明情報を監督官庁等に送信するときに使用する情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、監督官庁等の使用に係る電子計算機と証明責任者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

４　前項に規定する証明責任者の使用に係る電子計算機は、監督官庁等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第八十七条第一項中「計算証明書類に記載すべき事項に係る情報（以下「計算証明情報」という。）を証明責任者」を「計算証明情報を証明責任者又は監督官庁等」に改め、同条第三項を次のように改める。

３　第一項の規定により計算証明情報を会計検査院に送信するときは、同項に規定する基準の定めるところにより設定され又は付与された識別符号及び暗証符号を証明責任者又は監督官庁等の使用に係る電子計算機から入力し、送信しなければならない。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条　削除

第九十条を次のように改める。

第九十条　削除

第九十二条中「第一条の六第一項」を「第一条の六」に改める。

第一号書式から第一号の三書式まで、第二号の二書式から第三号書式まで、第三号の四書式、第三号の五書式及び第四号書式から第九号書式までの書式中「㎥」を削る。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正前の書式による用紙（電磁的方式により作成した情報を含む。）については、当分の間これを使用することができる。